

## 令和6年度の医師の働き方改革に係る取組内容について

---

- 医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定について
- 令和6年度の医師の働き方改革に係る取組内容
- 第1回医療審議会 医師の働き方改革部会における委員からの意見  
（参考）

## 令和6年度の医師の働き方改革に係る取組内容について

---

- 医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定について
- 令和6年度の医師の働き方改革に係る取組内容
- 第1回医療審議会 医師の働き方改革部会における委員からの意見  
(参考)

# 医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定について

## 制度概要

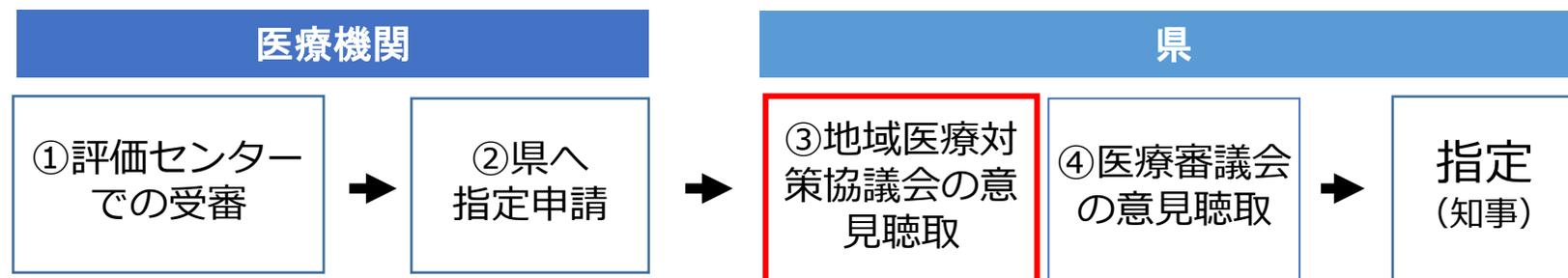
令和6年度から、年間の時間外・休日労働時間が960時間を超えざるを得ない医療機関は、知事から特例水準の指定を受けることで、1,860時間を時間外・休日労働時間の上限とすることができます。

県は、地域医療対策協議会と医療審議会（医師の働き方改革部会）の意見を聴いて、指定を行います。

**（有効期間3年）**

なお、令和6年度については、新規での特定労務管理対象機関の申請はありません。

### ※指定の流れ



### 地域医療対策協議会での意見聴取の観点

申請者の時間外・休日労働時間が長時間となることについて、次の点から総合的に勘案し、やむを得ないものであるかどうか協議いただく。

- ①勤務医師数、業務内容、時間外数
- ②宿日直許可の状況
- ③医師の健康確保措置（面接指導、インターバル）の計画
- ④その他医師が働きやすい環境づくりの実績・計画
- ⑤（C-1の場合）臨床研修医、専攻医の確保を進める取組

# 現状の特定労務管理対象機関の指定状況

令和5年度においては、地域医療対策協議会及び医師の働き方改革部会で検討を行い、特定労務管理対象機関（B・連携B・C-1・C-2水準の指定を受けた医療機関）として、下記の**6病院**を指定しました。  
 なお、**令和6年度については、新規での特定労務管理対象機関の申請はありません。**

## ○ 特定労務管理対象機関（6病院）

医療機関名	指定水準	指定の事由
県立志摩病院	B水準	救急医療
市立四日市病院		地域において特に必要
県立総合医療センター		救急医療、地域において特に必要
三重中央医療センター		救急医療
伊勢赤十字病院		救急医療、地域において特に必要
三重大学医学部附属病院	連携B水準	医師の派遣
	C-1水準	臨床研修医の技能向上

水準	対象となる医療機関
B	地域の医療提供体制の確保のために医師に長時間労働をさせざるを得ない医療機関
連携B	他の医療機関へ医師を派遣し、地域の医療提供体制を支える医療機関
C-1	一定の期間集中的に長時間労働し技能向上を図る研修医・専攻医のいる医療機関
C-2	一定の期間集中的に長時間労働し特定の高度技能の修得を図る医師のいる医療機関

※三重県は指定なし<sup>4</sup>

## 令和6年度の医師の働き方改革に係る取組内容について

---

- 医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定について
- 令和6年度の医師の働き方改革に係る取組内容
- 第1回医療審議会 医師の働き方改革部会における委員からの意見  
(参考)

# 令和6年度の医師の働き方改革に係る取組内容（県）

## ○医療法第25条第1項に基づく立入検査

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において、面接指導の実施の有無、勤務間インターバルの確保等の検査項目について新たに確認が必要となったため、**県も保健所に同行し、医師の働き方改革関係の検査項目について確認を行いました（特定労務管理対象機関）**。

⇒**確認の結果、ほぼ全ての特定労務管理対象機関において適正であり、指摘事項はありませんでした。**なお、一部の機関においては、勤務間インターバルの確保等について課題が見られたため、口頭で指導を行っています。

## ○特定労務管理対象機関へのヒアリング

立入検査に先立ち、医師の働き方改革施行後の、各特定労務管理対象機関における課題や状況の把握のため、**県担当者及び勤改センターアドバイザーが特定労務管理対象機関を訪問のうえ、ヒアリングを実施しました。**（令和6年6月～7月）

⇒ヒアリング実施時における、各特定労務管理対象機関の課題等を把握し、アドバイスや情報提供を行いました。**ヒアリングにおいて、各特定労務管理対象機関については、医師の働き方改革に係る項目について、適正に対応いただいていることを確認しました。**

※聞き取りを行った内容については、ヒアリングの時期から期間が経過しており、現在の状況を反映していないこと、後述の施行後調査の内容と一部重複することから、詳細は省略します。

## ○医師の働き方改革の施行後調査

医師の働き方改革施行後の状況を把握するため、状況調査を実施しました。

⇒詳細はp 8を参照。

# 令和6年度の医師の働き方改革に係る取組内容（勤改センター）

## ○医療労務管理実施事業

勤改センターの利用勧奨（58件）、個別訪問（77件）、相談対応（194件）等を実施し、**医療機関の時間外・休日労働時間の状況把握や、宿日直許可の取得等に係るサポートを行いました。**

## ○医療勤務環境改善セミナーの開催

令和7年3月3日（月）、3月11日（火）に、医療勤務環境改善セミナーを開催しました。

内容については、医師の働き方改革への取組状況や、女性が働きやすい医療機関認証制度の事例紹介、パイシエントハラスメント等について、講演を行いました。

### 三重県医療勤務環境改善支援センター（事業委託：公益社団法人 三重県医師会）

医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法(平成26年10月1日施行)に基づき、医療機関が医療従事者の勤務環境の改善に自主的に取り組むことが努力義務化されました。

これに伴い、三重県においては、三重県医師会に委託し、雇用の質」向上のための医療機関の自主的な取組を支援する「三重県医療勤務環境改善支援センター（きんかいセンター）」を平成26年8月に開設しました。当センターでは、社会保険労務士・医業経営コンサルタントなどの専門家が労務管理・経営管理に関する助言等を行い、働きやすく職員が離職しない魅力ある医療機関の実現、そして、医療従事者・利用者・経営の全てが『**WIN-WIN**』となる好循環の実現のためのお手伝いをしています。

〒514-0003 津市桜橋二丁目191-4 三重県医師会館5階

URL : <https://www.mie.med.or.jp/kinmushien/>

TEL: 059-253-8879/FAX: 059-253-8880 受付時間 : 午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

# 医師の働き方改革の施行後調査の実施結果について

令和6年4月1日から、勤務医の時間外・休日労働の上限規制が適用されたことに伴い、法施行後の状況を把握するため、下記のとおり医師の働き方改革施行後の状況調査を実施しました。（R6.7.3）

本調査については、国の実施する調査とあわせて、県独自の調査項目についても確認を行っています。

なお、施行後調査後の対応については、フォローアップ調査の実施により、詳細な状況把握を行いました。

## ○調査対象

三重県内の以下に該当する医療機関

- ・病院、休日夜間急患センター、分娩を取り扱う診療所（124医療機関（うち回答数：115医療機関））

## ○調査項目

- ・（国）医師の働き方改革に関連した引き揚げ（派遣医師数の減少）の状況について
- ・（国）医師の働き方改革の施行に伴う救急医療提供体制、周産期医療提供体制等への影響について
- ・（県）医師の働き方改革の施行に伴う面接指導の実施状況について
- ・（県）宿日直許可の取得状況について 等

## ○回答結果（概要）

### ・医師の働き方改革に関連した派遣医師数の減少

⇒ほとんどの医療機関が「減少はなかった」または「医師派遣を受けていない」と回答。

「減少があった」との回答は2件あったが、いずれも医師の働き方改革に係る減少ではなかった。

### ・医師の働き方改革の施行に伴う救急・周産期等の医療提供体制への影響（診療体制の縮小等）

⇒ほぼ全ての医療機関が「行っていない」と回答。

### ・時間外・休日労働時間数の把握状況、面接指導実施体制の整備状況

⇒特定労務管理対象機関については、いずれも「全て把握している」「整備されている」と回答。なお、面接指導の対象となる医師が「いる」と回答した医療機関については、いずれも「全ての面接指導対象医師に対して（面接指導を）行った」と回答。

⇒診療所については、ほとんどが「整備されていない」と回答、または「未回答」。

### ・宿日直許可の取得状況

⇒ほとんどの医療機関が「取得済み」または「（必要がないため）申請していない」と回答。

## 令和6年度の医師の働き方改革に係る取組内容について

---

- 医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定について
- 令和6年度の医師の働き方改革に係る取組内容
- 第1回医療審議会 医師の働き方改革部会における委員からの意見  
(参考)

【医師の働き方改革施行に伴う地域医療体制等について】

- 派遣元医療機関からは「**医師派遣については、医師の働き方改革施行後も滞ることなく問題なく行えている**」との意見があった。派遣先の医療機関からも「**（大学病院に）うまく対応してもらっている**」「**施行以前と同様に派遣されている**」との意見があり、地域医療体制等について「影響があった」との意見はなかった。
- 時間外・休日労働時間の状況について、「**冬季において時間外勤務が増加した**」との意見が複数あった。一方で「**年単位で見ると、時間外・休日労働時間を少しずつ減らせている**」との意見もあった。

**来年度の医師の働き方改革に係る取組予定**

- ・ 新規での特定労務管理対象機関の申請があった場合、医師の働き方改革部会において審査を行う。
- ・ アンケート調査等を通して、引き続き医師の働き方改革施行後の各医療機関の状況把握に努める。